

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第90号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(扶養手当) 第8条 略 2 略 3 扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については1万500円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者が <u>ない場合</u> にあつては、そのうち1人については1万1,000円)とする。 4 略 第9条 略 2 略 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生	(扶養手当) 第8条 略 2 略 3 扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については1万2,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については1人につき6,000円(職員に扶養親族でない配偶者が <u>ある場合</u> にあつてはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者が <u>ない場合</u> にあつてはそのうち1人については1万1,000円)とする。 4 略 第9条 略 2 略 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員にさらに第1項第1号に掲げる事実が

じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（期末手当）

第16条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の140を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の120を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の65、12月に支給する場合においては100分の75を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の55、12月に支給する場合においては100分の65を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

4～6 略

生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（期末手当）

第16条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の150を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の110、12月に支給する場合においては100分の130を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の70、12月に支給する場合においては100分の80を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の60、12月に支給する場合においては100分の70を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

4～6 略

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該

改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(昇給等の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 第5項の規定により<u>50歳</u>を超える職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、当該職員が同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した場合における昇給の号給数を2号給(<u>55歳を超える職員にあっては、1号給</u>)とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>8～11 略</p>	<p>(昇給等の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 第5項の規定により<u>55歳</u>を超える職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、当該職員が同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した場合における昇給の号給数を2号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>8～11 略</p>

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3及び第16条の4の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付研究員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員(同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。)」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の145</u>」と、「<u>100分の140</u>」とあるのは「<u>100分の160</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3及び第16条の4の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付研究員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員(同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。)」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の150</u>」と、「<u>100分の150</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。)第4条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の145</u>」と、「<u>100分の140</u>」とあるのは「<u>100分の160</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。)第4条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の150</u>」と、「<u>100分の150</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第109号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～13 略</p> <p>(主任等の切替えに伴う経過措置)</p> <p>14 附則第12項又は前項の規定の適用を受ける職員(第2切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるものに限る。)で、これらの規定により定められる第2切替日における給料月額(以下この項において「新給料月額」という。)が第2切替日の前日に受けていた給料の月額(以下この項において「旧給料月額」という。)に達しないこととなるものの給料月額は、平成23年3月31日までの間、新給</p>	<p>附 則</p> <p>1～13 略</p> <p>(主任等の切替えに伴う経過措置)</p> <p>14 附則第12項又は前項の規定の適用を受ける職員(第2切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるものに限る。)で、これらの規定により定められる第2切替日における給料月額(以下この項において「新給料月額」という。)が第2切替日の前日に受けていた給料月額(以下この項において「旧給料月額」という。)に達しないこととなるものの給料月額は、平成23年3月31日までの間、新給</p>

給料月額に旧給料月額から新給料月額を差し引いた額に附則別表第6の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額（以下この項から附則第16項までにおいて「経過措置額」という。）とする。ただし、新給与条例第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

15～17 略

（退職者等の特例）

18 附則第9項又は第10項に規定する職員のうち、移行期間中引き続いて退職、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）第17条第1項第2号若しくは県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）第15条第1項第2号に掲げる海外随伴休暇又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定による大学院修学休業（以下「退職等」という。）を命ぜられ、又は承認されているものが、第2切替日以降に復職し、又は職務に復帰した場合（復職し、又は職務に復帰した日（以下「復職等の日」という。）が平成23年3月31日以前であるものに限る。）には、附則第9項又は第10項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる復職等の日の区分に応じ当該各号に定める日（当該日前の異動により、当該異動の日における新給与条例第3条第2項及び第4条第2項の規定を適用した場合における職務の級（人事委員会が定めるものを除く。）が第2切替日の前日における職務の級以上の級となる者にとっては、当該異動の日の前日）までの期間（以下「特例延長期間」という。）、その者の職務の級は、移行開始日の前日における職務の級とする。

（1）及び（2） 略

19 略

20 前項の規定により準用される附則第12項又は第13項の規定の適用を受ける職員（附則第18項第2号に係るもの以外で特例延長期間の末日から引き続き同一の給料表の適用を受けるものに限る。）で、これらの規定により定められる特例延長期間の末日の翌日における給料月額（以下この項において「新給料月額」という。）が特例延長期間の末日に受けてい

料月額に旧給料月額から新給料月額を差し引いた額に附則別表第6の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額（以下この項から附則第16項までにおいて「経過措置額」という。）とする。ただし、新給与条例第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

15～17 略

（退職者等の特例）

18 附則第9項又は第10項に規定する職員のうち、移行期間中引き続いて退職、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）第17条第1項第2号若しくは県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）第15条第1項第2号に掲げる海外随伴休暇又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定による大学院修学休業（以下「退職等」という。）を命ぜられ、又は承認されているものが、第2切替日以降に復職し、又は職務に復帰した場合（復職し、又は職務に復帰した日（以下「復職等の日」という。）が平成23年3月31日以前であるものに限る。）には、附則第9項又は第10項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる復職等の日の区分に応じ当該各号に定める日（当該日前の異動により、当該異動の日における新給与条例第3条第2項及び第4条第2項の規定を適用した場合における職務の級（人事委員会が定めるものを除く。）が移行開始日の前日における職務の級以上の級となる者にとっては、当該異動の日の前日）までの期間（以下「特例延長期間」という。）、その者の職務の級は、移行開始日の前日における職務の級とする。

（1）及び（2） 略

19 略

20 前項の規定により準用される附則第12項又は第13項の規定の適用を受ける職員（附則第18項第2号に係るもの以外で特例延長期間の末日から引き続き同一の給料表の適用を受けるものに限る。）で、これらの規定により定められる特例延長期間の末日の翌日における給料月額（以下この項において「新給料月額」という。）が特例延長期間の末日に受けてい

<p>た給料の月額（以下この項において「旧給料月額」という。）に達しないこととなるものの給料月額は、平成23年3月31日までの間、新給料月額に旧給料月額から新給料月額を差し引いた額に100分の50を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額（以下「経過措置額」という。）とする。ただし、新給与条例第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。</p> <p>21～24 略</p>	<p>た給料月額（以下この項において「旧給料月額」という。）に達しないこととなるものの給料月額は、平成23年3月31日までの間、新給料月額に旧給料月額から新給料月額を差し引いた額に100分の50を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額（以下「経過措置額」という。）とする。ただし、新給与条例第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。</p> <p>21～24 略</p>
---	--

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は平成20年4月1日から、第5条の規定は公布の日から施行する。

（平成20年4月1日における昇給の特例）

2 平成20年4月1日における職員の昇給に係る第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第4条第7項の規定の適用については、同項中「50歳」とあるのは「55歳」と、「2号給（55歳を超える職員にあっては、1号給）」とあるのは「2号給」とする。

（この条例の施行に関し必要な事項）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。